

## 第二十四号様式(第十四条關係)

## 土地課税台帳及び土地補充課税台帳

第24号様式記載要領

- 1 登録した価格を修正する場合においては朱書をもつてし、その旨「摘要」の欄に記載すること。
  - 2 「現に所有している者、所有者とみなされる者」の欄には、法第343条第2項後段、第4項、第5項、第6項及び第8項の規定によつて固定資産税を課されることとなる者を登録すること。
  - 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者、質権者、地上権者、現に所有している者又は所有者とみなされる者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
  - 4 敷地権の表示に係る権利が所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権である土地にあつては、敷地権の表示のされた区分所有に係る家屋の所在及びその一棟の建物の名称を「敷地権の表示のされた家屋の所在及び建物の名称」の欄に記載するとともに、「摘要」の欄には敷地権の種類を記載すること。
  - 5 土地課税台帳及び土地補充課税台帳は、地番順に作成し、大体200葉をもつて1冊とし、下記の様式の表紙を付けること。

郡市 町村 大字  
土地課税台帳  
(土地補充課税台帳) 何市區役所  
何町村役場

- 6 共有に係る土地にあつては、下記の様式の共有者氏名表を添付すること。なお、所有権又は百年より長い存続期間の定めのある地上権の共有持分が専有部分の敷地権として表示されている土地にあつては、「家屋番号」の欄に共有持分に対応する専有部分の家屋番号を記載すること。

- 7 土地課税台帳は、従来の土地台帳の副本を適宜使用して差し支えないものであること。

8 法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨(法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨)「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。

9 「課税標準額」の欄には、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつては価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、これらの規定の適用を受けない土地にあつては価格を、それぞれ登録すること。ただし、法附則第18条、第19条第1項又は第19条の4の規定の適用を受ける土地については、これらの額に代えて、法附則第28条第1項各号に定める額若しくは同条第2項各号に定める合算額又は比準課税標準額(比準課税標準額が二以上にある場合には、これらの合算額)をその区分を明らかにして登録すること。

10 法附則第19条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地(法附則第19条の4の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については、新たに法附則第19条の3の規定が適用されることとなる年度及び基準年度において当該市街化区域農地に係る法附則第19条の3第1項に規定する課税標準となるべき額を「摘要」の欄に登録すること。

11 法附則第17条の2第1項の規定の適用を受けるものについては、その旨を明らかにする表示を「摘要」の欄に記載すること。

12 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。